

第11 仮設建築物等の防火安全対策

1 用語の定義

(1) 仮設建築物等

次のアからオに掲げるものをいう。

ア 仮設工事現場事務所等

建基法第85条第2項の規定に定める工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

※新築工事中の建物内に設置する工事現場事務所はこれに含まれないものとして取扱う。

イ 建基法第85条第6項及び第7項の規定に定める仮設興行場等

例：サーカスや演劇のための仮設建築物等

ウ 既存の防火対象物の部分にプレハブ小屋等を期間を限定して設置することにより、消防法第17条第1項及び第2項の規定に基づき設置されている消防用設備等が同規定に基づく技術上の基準に不適合（自動火災報知設備の感知器やスプリンクラーヘッドの未警戒等）となる部分。

例：建物内エントランスホールにイベント毎に設置されるプレハブ小屋等

エ 期間を限定して従前の用途と異なる使用をすることにより、新たに消防用設備等の設置義務が生じるもの。

例：通路の用に供する防火対象物の部分でイベントを行う部分

オ その他これらに類するもの。

(2) 外部の気流が流通する場所等

第2章第1節第9「消防用設備等の設置を要しない部分等」．2．(1)．第9-1表、特例①、②の特例を適用できる部分及び第9-2表に示す部分

(3) パッケージ型消火設備

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）第1条に規定するパッケージ型消火設備

(4) 仮設用の自動火災報知設備

仮設建築物等を警戒するために、期間を限定して設置する自動火災報知設備で、仮設用受信機、仮設用中継器、仮設用感知器及び仮設用地区音響装置で構成されるものをいう。

2 留意事項

(1) 「4 安全対策基準」は、「3 消防用設備等の基準の特例」を適用する仮設建築物等について指導すること。

(2) (1)以外の仮設建築物等であっても「4 安全対策基準」を必要に応じて指導すること。

(3) 「3 消防用設備等の基準の特例」を適用する場合は、特例申請を要しないものとする。この場合、要綱第17条に基づく消防同意調査書又は火災予防規程第34条に基づく防火対象物工事等計画届出書等の調査書に特例を適用する旨を記載すること。

3 消防用設備等の基準の特例

(1) 基準の特例を適用できる仮設建築物等

次のア及びイに該当するもの。

ア 次に掲げる仮設建築物等で、その設置期間がそれぞれに示す期間であること。

(ア) 仮設工事現場事務所等

仮設工事現場事務所等を使用する期間。

※条例第56条に基づく防火対象物工事等計画届出書にスケジュール等を添付すること。

(イ) (ア)以外の仮設建築物等

3か月以内で期間が明確であるもの。

イ 次の対策が講じられているものであること。

(イ) ITV等による24時間監視又は定期的な巡回による24時間警備がされていること。

(イ) (イ)に関わらず、夜間等で人が不在になる場合は仮設建築物等または仮設建築物等が存する部分が施錠されていること。

(2) 基準の特例

次に掲げる場所（第11-1図）に設置する仮設建築物等の消防用設備等は、それぞれに示す基準の特例に従い、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、各消防用設備等の技術上の基準によらないことができる。

ア 既存防火対象物の屋内（外部の気流が流通する場所等を除く。）

第11-1表

※ 仮設建築物等を複数設ける場合で、相互の離隔距離が6m以下となる場合は、それらの仮設建築物等を一の仮設建築物等とみなして基準の特例を適用するものとする。ただし、仮設建築物等を設置する部分がスプリンクラー設備等の自動消火設備で警戒している場合は、この限りでない。

イ 既存防火対象物の部分で、外部の気流が流通する場所等

次のいずれかを適用する。

(7) 第11-2表

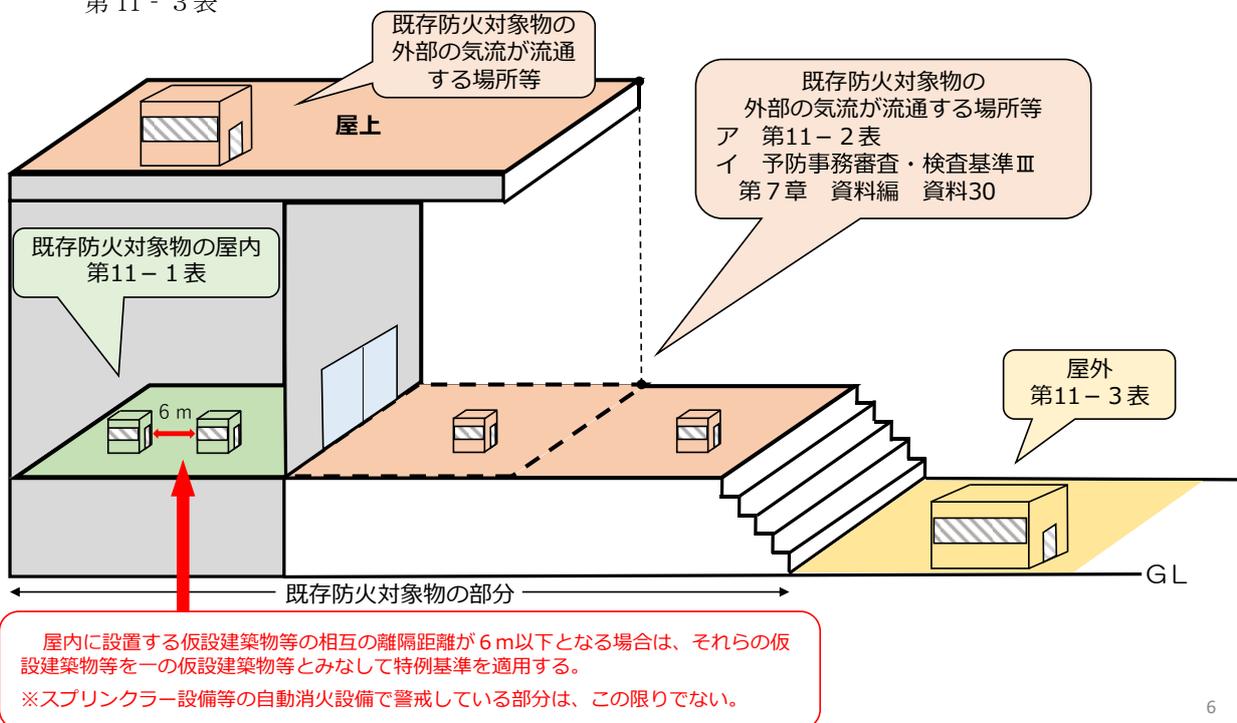
(4) 仮設建築物等を独立した一の防火対象物とみなす場合

「予防事務審査・検査基準Ⅲ 第7章 資料編 資料30」

ウ 屋外

第11-3表

 仮設建築物等



第11-1図 仮設建築物等を設置する場所

4 安全対策基準 ◆

(1) 出火防止対策

ア 喫煙管理

屋外単独の仮設建築物等を除き、喫煙所として使用しないこと。

イ 火を使用する設備又は器具の出火防止対策

(7) 電気を熱源とするものを使用すること。

(4) 厨房設備等は調理油過熱防止装置等が付されているものを使用すること。

ウ 放火防止対策

(7) 休日、夜間等で使用しないときは施錠管理を行うこと。

(4) 可燃物等を保管する仮設建築物等や常時無人となる仮設建築物等は常時施錠管理すること。

(7) 仮設建築物等の設置期間中は巡視やITV等により管理を行うこと。

- エ 危険物品等の管理（条則第8条に該当するものをいう。）
- (7) 仮設建築物等への危険物の搬入は極力避け、やむを得ず搬入する場合は必要最小量とし、法令上の所定の手続きを行うとともに、有効な消火手段を確保する等、安全管理を徹底すること。
 - (4) 危険物及び危険物品は、常に整理整頓し、不燃性の容器または不燃材料で囲まれた場所に格納し、終業時は格納したものを施錠管理すること。
- (2) 初期消火対策
- 仮設建築物等の関係者は、設置する消火器等の消火設備の設置場所及び操作方法を把握し、火災時に有効に使用できるようにすること。
- (3) 延焼拡大防止対策
- 火気使用設備等を使用する場合、法令等で内装制限が義務付けられていない部分についても、室内に面する壁及び天井の仕上げは準不燃材料とすること。
- (4) 避難安全対策
- ア 仮設建築物等の関係者は、屋外に至るまでの避難経路を把握し、出火の際は避難誘導すること。
 - イ 出火した仮設建築物等の影響のない部分を通過するよう避難誘導すること。
- (5) 消防活動支援対策
- ア 消防活動上の障害とならない場所に仮設建築物等を設置すること。
 - イ 消防用設備等の使用の障害とならない場所に仮設建築物等を設置すること。

5 その他

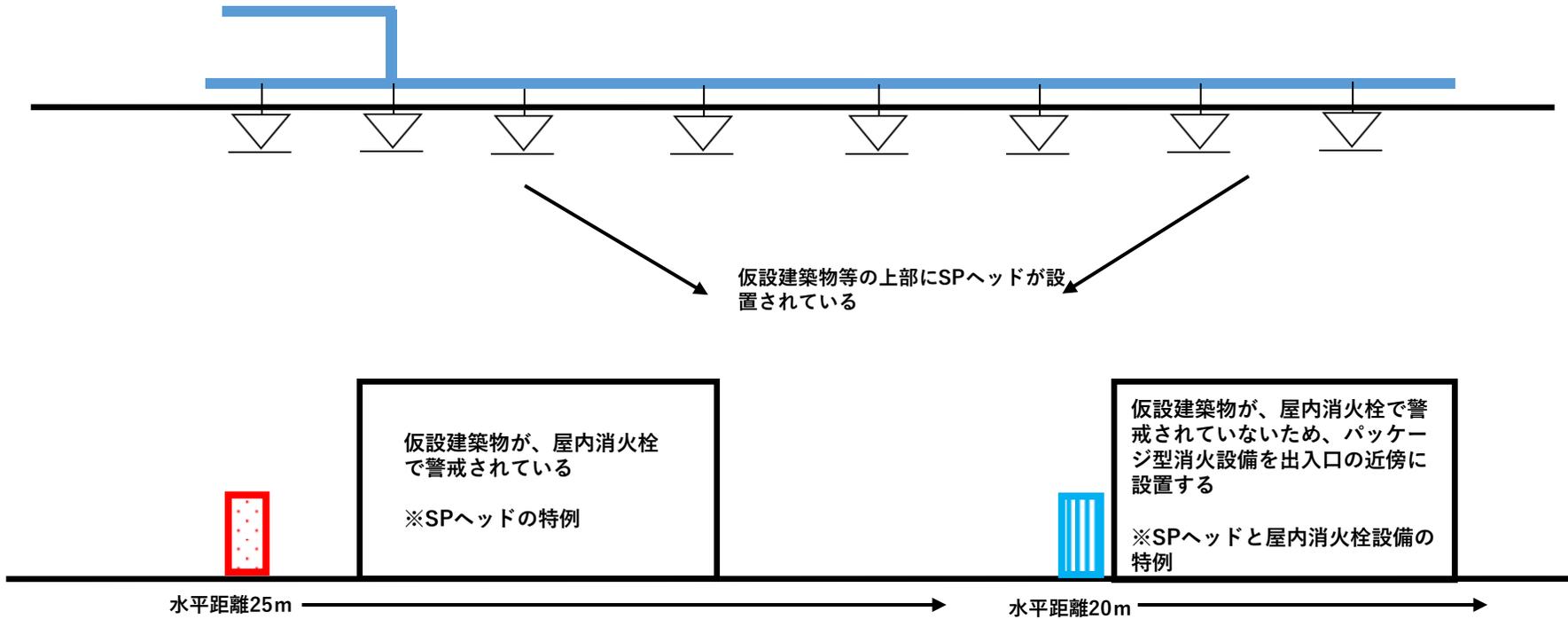
- (1) 建築基準法令上、避難安全検証を適用している建築物の部分に仮設建築物等を設置する場合、避難安全検証上、仮設建築物等の設置が可能である場所か確認すること。
- (2) 条例第56条の3（一時使用の届出等）に基づき届出された仮設建築物等は、3の基準の適用対象外である。
- (3) 次に係る場合は、原則として法第17条の適用が除外されていることから3の基準の対象外である。
 - ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置される医療施設等
 - イ 災害対策基本法に基づき設置される避難所等
 - ウ 国民保護法「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき設置される臨時の収容施設等
 - エ アからウまでの他、これらに類する仮設建築物等

第11-1表 既存防火対象物の部分（外部の気流が流通する場所等を除く）に設置する仮設建築物等

特例の対象となる消防用設備等	特例基準	
	設置を要する消防用設備等	要件
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備（ヘッド） 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	なし	1 仮設建築物等の延べ面積が150㎡未満 (1) 仮設建築物等の上部の既設のスプリンクラーヘッド又は泡ヘッドにより有効に警戒されていること。 (2) 火を使用する設備又は火を使用する器具が設置されている上部には、自動消火装置（住宅用下方放出型自動消火装置や簡易自動消火装置等）を設置すること。 (3) 住宅用下方放出型自動消火装置を設置する場合は、基準の例により設置すること。
	屋内消火栓設備（補助散水栓を含む。）又はパッケージ型消火設備	2 仮設建築物等の延べ面積が150㎡以上 上記1、(1)から(3)によるほか、次のいずれかによること。 (1) 仮設建築物等が屋内消火栓設備により有効に警戒されていること。（スプリンクラー設備が特例の対象設備である場合に限る。）（第11-2図参照） (2) 仮設建築物等が、パッケージ型消火設備により有効に警戒されていること。 なお、「有効に警戒されている」とは次のアからウによること。（第11-3図参照） ア 認定品を使用すること。 イ パッケージ型消火設備が仮設建築物等の出入口の近傍に設置され、かつ、仮設建築物等の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下（Ⅱ型の場合は15m以下）であること。 ウ イの水平距離の範囲内をホースの長さ25m以上（Ⅱ型の場合は20m以上）、かつ、放射距離10m以下で有効に放射できる位置に設置されていること。
自動火災報知設備（感知器）	仮設用の自動火災報知設備	1 仮設用の自動火災報知設備は、仮設建築物等内で発生した火災を内部及び外部に有効に報知することができるように設置することとし、自動火災報知設備の技術上の基準に適合するように設置すること。 2 受信機は防災センター等又は仮設建築物等の関係者が常時いる場所に設置すること。（第11-4図参照）
	連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器 ※連動型警報機能付感知器とは、特定小規模施設用自動火災報知設備に用いられる無線式の感知器をいう。	1 仮設建築物等の内部及び外部直近には、煙を感知する連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器を有効に設置するとともに、火災を感知した場合は、内部及び外部で相互に連動し、仮設建築物等の関係者が常時いる場所で火災の覚知ができるよう措置されていること。 2 仮設建築物等の内外において、連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器の電波の受信状況が良好であること。 3 仮設建築物等が次のいずれかであること。 (1) 1階層かつ延べ面積600㎡（見通しがきく場合は1000㎡）以下 (2) 2階層かつ延べ面積500㎡以下 （第11-5図参照）

放送設備（スピーカー）	なし	<p>既存防火対象物に放送設備が設置されており、仮設建築物等の床面積が6㎡（居室以外は30㎡）を超える場合又は既存スピーカーからの水平距離が8mを超える場所に仮設建築物等が設けられる場合は、仮設建築物等の内部において、音圧が概ね65デシベル以上確保されていること。</p>
誘導灯	なし	<p>1 避難口誘導灯 (1) 仮設建築物等の階のうち、避難階は居室の各部分から屋内に至る避難口を容易に見とおし、かつ、識別でき歩行距離が20m以下であること。 (2) 仮設建築物等の階のうち、避難階以外の階には居室の各部分から下階に通ずる階段の入口を容易に見とおし、かつ、識別でき歩行距離が10m以下であること。 (3) 前(1)、(2)によらない場合、避難口誘導灯（仮設建築物等の規模によらず、区分はC級で可能）を設置すること。</p> <p>2 通路誘導灯 原則、通路誘導灯の設置は要しないものとするが、前1、(3)により設置した避難口誘導灯を容易に見とおすことが困難な場合、設置すること。</p> <p>3 客席誘導灯 既存防火対象物の非常照明により0.2ルクス以上の照度が確保されていること。</p> <p>4 階段通路誘導灯 既存防火対象物に設けられた照明等で必要な照度（1ルクス以上）が確保されていること。階段が仮設建築物等内に設置される等の理由により必要な照度が確保されていない場合は、階段通路誘導灯を設置すること。</p> <p>※電源については専用の電源回路を要せず、仮設建築物等又は既存防火対象物に設置された常用電源から電源を確保しても支障ない。</p>

第11-2図 屋内の仮設特例の消防用設備等（スプリンクラーヘッド、屋内消火栓設備の特例）設置方法の例

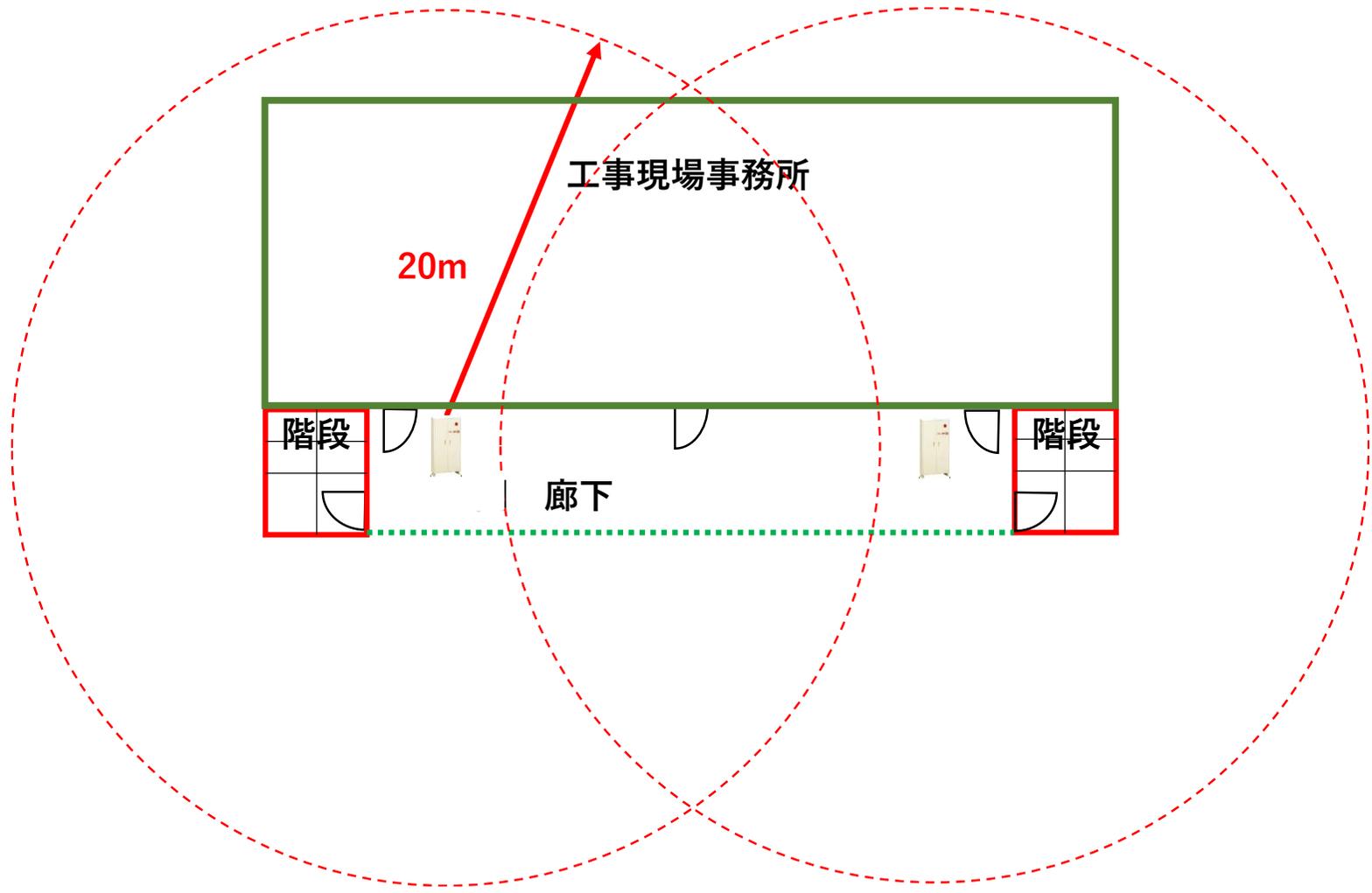


※ 仮設建築物等内部のSPヘッドを特例で免除する場合、内部の消火手段を確保するため、150㎡以上の仮設建築物等は、屋内消火栓またはパッケージ型消火設備で警戒されていることを特例の要件とする。
なお、消火器は法令通り設置する必要がある。

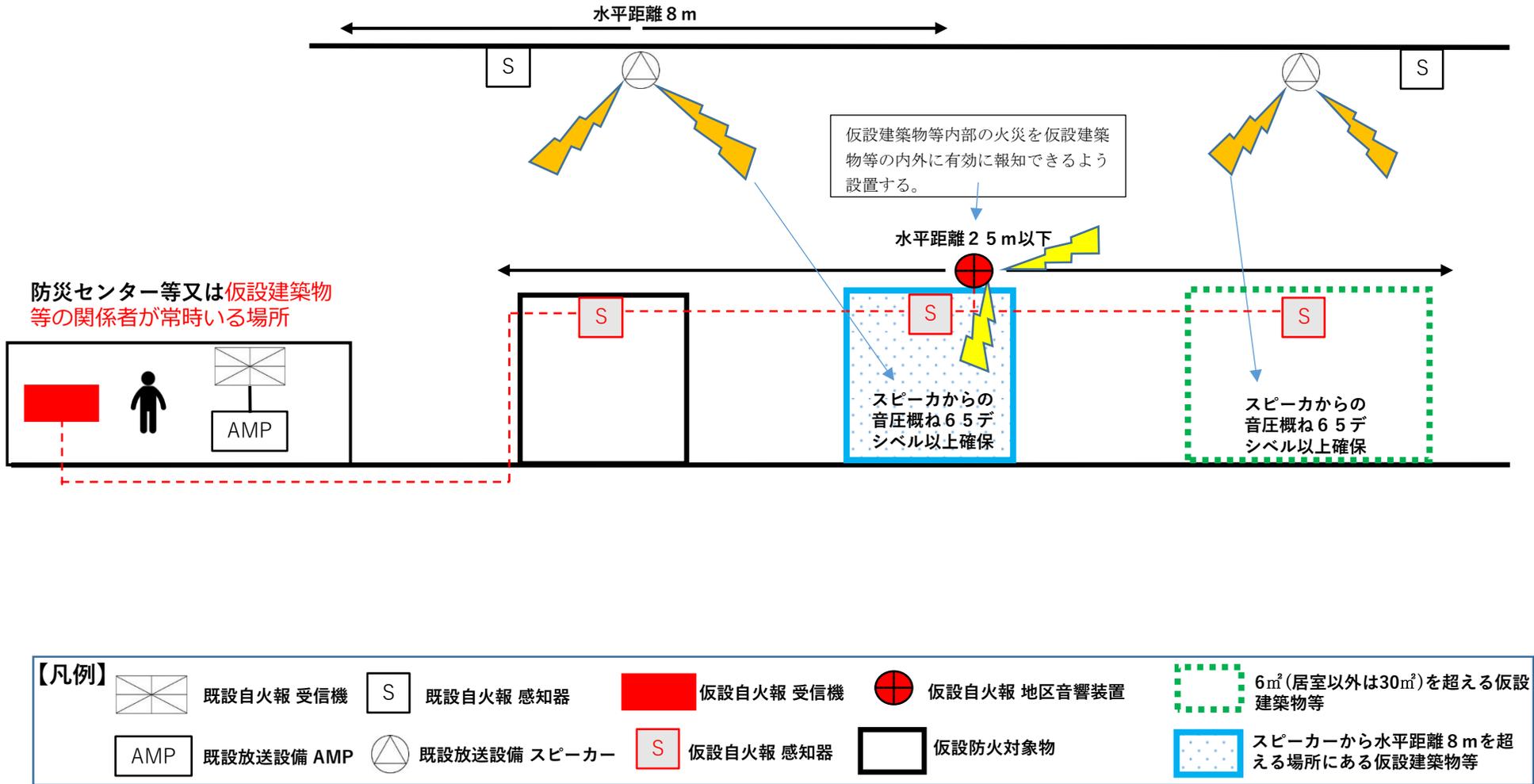
【凡例】

			
150㎡以上の仮設建築物等	既存SPヘッド	既存屋内消火栓	パッケージ型消火設備

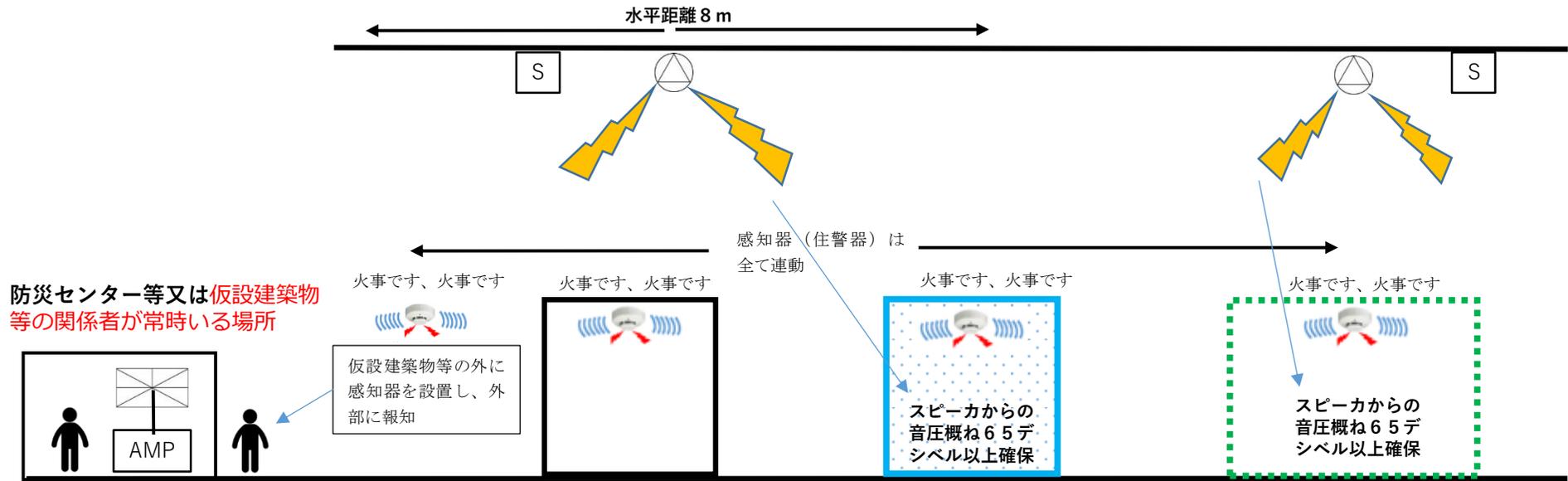
第 11-3 図 パッケージ型消火設備の設置方法の例



第11-4図 仮設特例の消防用設備等（仮設用の自動火災報知設備）の設置方法の例



第11-5図 仮設特例の消防用設備等（連動型警報機能付感知器等）の設置方法の例



※スプリンクラー設備等の自動消火設備が設置されている場合は、各仮設建築物等は別とすることができるが、各仮設建築物等ごとに内外に対で感知器を設置するだけでなく、各仮設建築物内に感知器を設置し、外部については上図のように1個の感知器を設置（全ての感知器の連動は必要）することも可能とする。

【凡例】



既設自火報 受信機



既設自火報 感知器



連動型警報機能付感知器
又は連動型住宅用火災警報器



既設放送設備 AMP



既設放送設備 スピーカー



6m² (居室以外は30m²) を超える仮設
建築物等



スピーカーから水平距離 8 m を超
える場所にある仮設建築物等

第11-2表 既存防火対象物の外部の気流が流通する場所等に設置する仮設建築物等

特例の対象となる消防用設備等	特例基準	
	設置を要する消防用設備等	要件
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備（ヘッド） 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	なし	1 仮設建築物等の延べ面積が150㎡未満
	屋内消火栓設備（補助散水栓を含む。）又はパッケージ型消火設備	2 仮設建築物等の延べ面積が150㎡以上 (1) 仮設建築物等が屋内消火栓設備により有効に警戒されていること（スプリンクラー設備が特例の対象設備である場合に限る。）。（第11-2図参照） (2) 仮設建築物等が、パッケージ型消火設備により有効に警戒されていること。 なお、「有効に警戒されている」とは次のアからウによること。（第11-3図参照） ア 認定品を使用すること。 イ パッケージ型消火設備が仮設建築物等の出入口の近傍に設置され、かつ、仮設建築物等の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下（Ⅱ型の場合は15m以下）であること。 ウ イの水平距離の範囲内をホースの長さ25m以上（Ⅱ型の場合は20m以上）、かつ、放射距離10m以下で有効に放射できる位置に設置されていること。
自動火災報知設備	なし	1 仮設建築物等の延べ面積が150㎡未満
	仮設用の自動火災報知設備 連動型警報機能付感知器又は 連動型住宅用火災警報器	2 仮設建築物等の延べ面積が150㎡以上 第11-1表と同じ
放送設備（スピーカー）	自動火災報知設備と同じ	自動火災報知設備と同じ
誘導灯	なし	第11-1表と同じ

第11-3表 屋外に設置する仮設建築物等

特例の対象となる消防用設備等	特例基準	
	設置を要する消防用設備等	要件
屋内消火栓設備 動力消防ポンプ設備（政令第20条第1項第1号により設置義務が生じる場合に限る）	パッケージ型消火設備	<p>仮設建築物等が、パッケージ型消火設備により有効に警戒されていること。なお、「有効に警戒されている」とは次のアからウによること。（第11-3図参照）</p> <p>ア 認定品を使用すること。</p> <p>イ パッケージ型消火設備が仮設建築物等の出入口の近傍に設置され、かつ、仮設建築物等の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下（Ⅱ型の場合は15m以下）であること。</p> <p>ウ イの水平距離の範囲内をホースの長さ25m以上（Ⅱ型の場合は20m）、かつ、放射距離10m以下で有効に放射できる位置に設置されていること。</p>
動力消防ポンプ設備	<p>動力消防ポンプ設備</p> <p>政令第20条第1項第1号により設置義務が生じる仮設建築物等が複数ある場合、管理権原者が同一であれば1台で警戒することができる。</p>	
自動火災報知設備	<p>自動火災報知設備</p> <p>同一敷地内に自動火災報知設備の設置義務が生じる仮設建築物等が複数ある場合、次に掲げる要件を満たすことにより受信機を1台に集約することができる。</p> <p>1 管理権原が同一であること。</p> <p>2 受信機を設置した仮設建築物等の位置を表示した標識を、各仮設建築物等の主要な出入口に表示すること。</p>	
	連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器	<p>1 仮設建築物等の内部に、煙を感知する連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器を有効に設置すること。</p> <p>2 仮設建築物等の内部において、連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器の電波の受信状況が良好であること。</p> <p>3 仮設建築物等が次のいずれかであること。</p> <p>(1) 1階層かつ延べ面積600㎡（見通しがきく場合は1000㎡）以下</p> <p>(2) 2階層かつ延べ面積500㎡以下</p> <p>（第11-5図参照）</p>
消防機関へ通報する火災報知設備	携帯電話	<p>1 電波が届く場所であること。</p> <p>2 仮設建築物等に携帯電話を設置するか、所持者が必ずいること。</p>

非常警報器具 非常警報設備 (放送設備を除く)	なし	1 次に掲げる仮設建築物等 ア 特定用途で延べ面積が300㎡未満 イ 非特定用途で延べ面積が500㎡未満
	自動火災報知設備（自動火災報知設備の特例要件に基づくもの） 連動型警報機能付感知器 連動型住宅用火災警報器	2 上記1以外の仮設建築物等 自動火災報知設備の特例要件に準じて設置していること。
誘導灯	なし	第11-1表と同じ